

仁愛大学 公的研究費に関するコンプライアンス教育及び啓発活動実施計画

令和7年6月3日

統括管理責任者（副学長（教育・研究））決定

仁愛大学（以下「本学」という。）では、公的研究費の管理・監査に関する規程に基づき、公的研究費についての適正な運営・管理のために、コンプライアンス教育及び啓発活動の具体的な計画（以下「実施計画」という。）を以下の通り策定し、この計画に基づき取り組むものとする。

区分	コンプライアンス教育	啓発活動
1. 実施責任者	コンプライアンス推進責任者 （研究科長、各学部長、事務長）	コンプライアンス推進責任者 （研究科長、各学部長、事務長）
2. 対象	公的研究費の運営及び管理に関わる 構成員（※1）	全ての構成員
3. 目的	自身が取り扱う公的研究費の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解すること。	不正を起こさせない組織風土を形成するために、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ること。
4. 実施内容、 方法、頻度	「研究倫理・コンプライアンス研修会」の実施（年1回以上）	1) 教授会において啓発資料の配布（年1回以上） 2) メール及び学内掲示板への啓発資料の掲示（年3回以上）

（※1）・・・本学の諸活動における補助的な業務を行うアルバイト等は、公的研究費の運営及び管理に関わる者に該当しない。